

# おわりに

本提言では、市民協働について、地方分権時代における自治体行政のあり方や、地域自治の自立性の促進による地域内分権のあり方などといった、行政の仕組みに関する専門的な角度と、船橋市に介在する個々の生活に絡む社会的課題を受け止めながら、船橋にふさわしい市民協働の仕組みを見出してまいりました。

こうした背景を受け、市民協働の捉え方に関しても、市民と行政のパートナーシップという一般的な狭小概念にとどまるのではなく、個人や家族、地域における各種団体、議会、行政といったあらゆる主体が相互に連携しながら、それぞれの立場と役割、能力と特性を最大限に活かしていく発想と実践であることを基盤に据えたことで、多角横断的な市民協働の仕組みを提案することができました。

これらの提案の中には、全国の先進自治体において既に実施されている取り組みを参考にしたものもありますが、いずれにしても本報告書では船橋市においてどのような着眼点にたって適用し展開していくかが備わった形で提示されており、その意味では新規性、独創性、有用性を兼ね備えたものとなっています。

そして何よりも大切なことは、市民協働の仕組みを報告書として提示したのみで終わらせるのではなく、市民協働を具体的に展開していくために本報告書が活かされことにあることは、言うまでもありません。本中間報告以降の作業としては、それぞれの市民協働の仕組みの具現化や推進体制の構築などを段階的に記述するとともに、これらの運用を支える「自治のルール」の検討といった事柄等が今後の必須課題となっています。

まちとは本来、人と人との温もりが感じられる居心地のいい空間と言い換えられます。しかし、現在の世の中は、前述とは全く正反対の様相、すなわち心の通い合いが希薄になっています。そのようななかで「市民協働」は人と人との温もりを取り戻す手段の一つでもあります。船橋らしさが感じられ、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指すことこそが、「ふなばしっぴ丸」のゴールでもあり、【市民協働自治】の意味するところなのです。